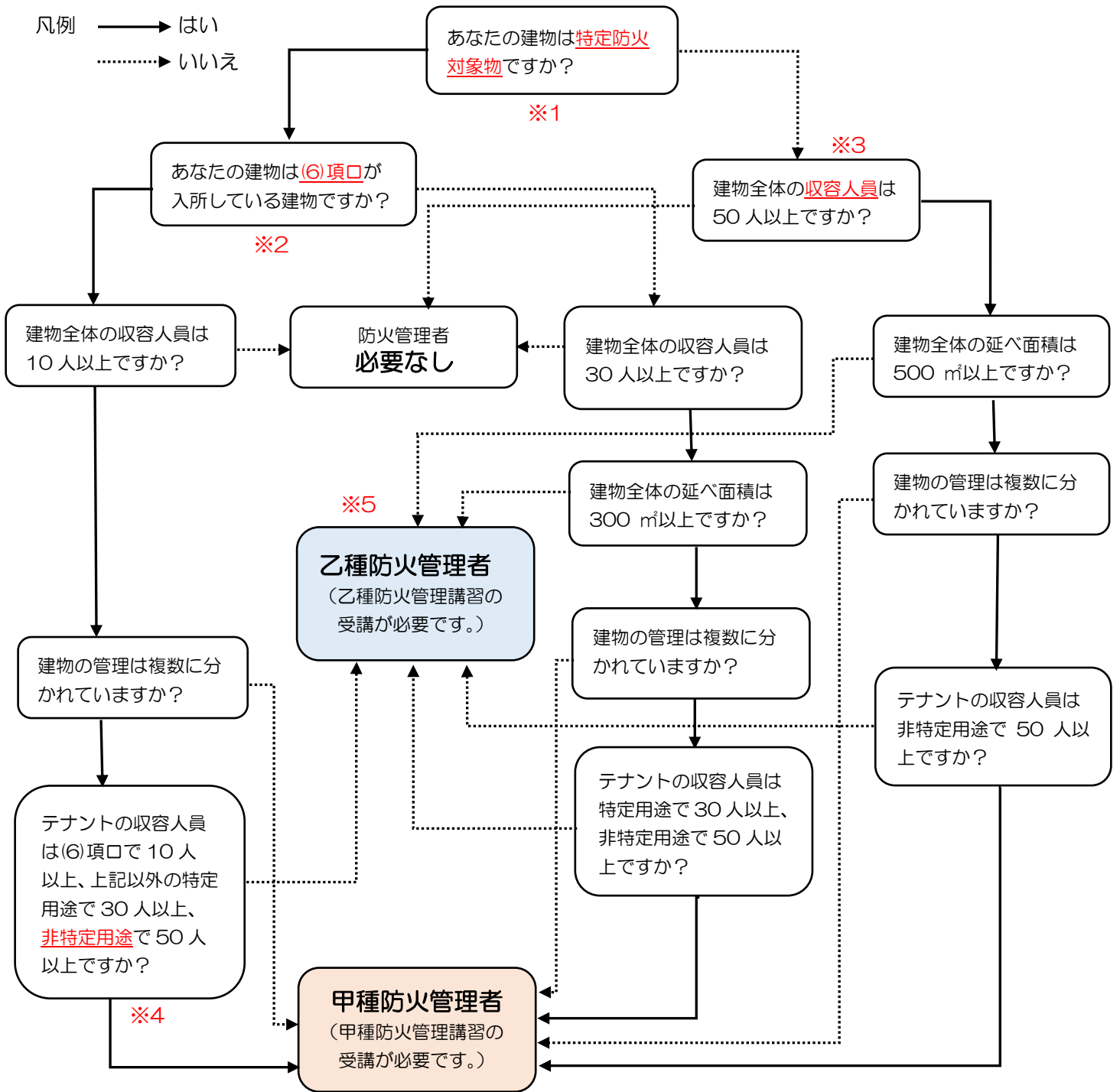


防火管理者（甲種・乙種）区分等判定フローチャート



- ※1 特定防火対象物…不特定多数の者が出入りする用途（飲食店・店舗等）の対象物です。
 - ※2 (6)項口…主として要介護状態にある者又は障害の程度が重い者が入所する対象物です。（消防法施行令別表第1）
 - ※3 収容人員…従業員・床面積・椅子の数等により算出します。（消防法施行規則第1条の3）
 - ※4 非特定用途…特定の者しか出入りしない用途（共同住宅・学校・事務所等）の対象物です。
 - ※5 乙種防火管理者該当の場合は、甲種防火管理者の資格でも構いません。
- なお、防災管理者の選任が必要となる対象物は、甲種防火管理者の資格が必要となります。